

# 平成 2 9 年第 8 回農業委員会議事録

平成 2 9 年 8 月 2 5 日

## 平成29年第8回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成29年8月25日  
開催年月日 平成29年8月25日  
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室  
開会時刻宣告者 13時32分 事務局長 南 勉  
閉会時刻宣告者 14時12分 事務局長 南 勉  
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		
6	高橋 満		農地利用最適化推進委員
7	小菅 辰彦	第1区域	中井 孝志
8	村田 茂	第2区域	高田 幸好
9	坂上 良資	第3区域	染野 亘志
10	田端 久子	第4区域	齊藤喜久夫

遅刻委員 な し

欠席委員 な し

議事参与者 事務局長 南 勉 主 査 村田 和也  
主 事 峰岸 綾子

会議件名

(1) 農地利用状況調査(農地パトロール)について

(2) その他

・次回日程について

## 開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中ご参集をいただきありがとうございます。

開会の前に資料の確認だけさせていただきたいと思います。机の上に第8回農業委員会次第、あとピンク色の「農地利用状況調査（農地パトロール）実施要領」という両面で1枚、それと、もうかばんの中に入っていると思うんですが、荒地等の状況の1枚ペアですね。航空写真、農地利用状況調査活動記録カード、あとパンフレットですね、農地を守りましょうという。これが多分入っていると思います。もしその先ほどのに入っていないようでしたら、会議終了後申し出ていただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

（午後1時32分）

## 会長挨拶

事務局長 初めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。昼間で、またお忙しい中、またこの暑い中、大勢の方にご出席をまことにありがとうございます。

ことは何か異様な年で、猛暑とか、それから日照不足、農家にとっては非常に厳しい年があります。これは天候でやむをえませんが、これ、いろいろ乗り越えて生産に励んでいただきたいと思います。

体調のほうも、これから大事にしてあげて活躍をお願いしたいと思います。

簡単ですいません。よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。

早速、会議に入らせていただきます。

## 議長選出

事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 開議の宣告

議長 それでは、座ったままで議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

す。

それでは、議事を務めさせていただきますので、議事の進行にご協力のほどよろしくお願いたします。

ただいまの出席人数は13名です。定員に達していますので、これより会議を開催いたします。

#### 議事録署名人の指名

議長 議事録署名人の指名をいたします。

3番、福島美知子委員、4番、中川知久委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議がございませんので、よって、議事録署名人に3番、福島美知子委員、4番、中川知久委員を指名いたします。

#### 諸般の報告

議長 ここで諸般の報告をいたします。

8月18日に秩父郡市農業委員協議会の役員会がありまして、秩父市役所において開催されました。私が出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 農地利用状況調査(農地パトロール)について

議長 議案第1号 農地利用状況調査(農地パトロール)について、事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、次第の議案第1号 農地利用状況調査(農地パトロール)について説明をさせていただきます。

こちらのピンク色の実施要領を見ていただきながら説明を聞いていただければと思います。

こちらの農地利用状況調査につきましては、毎年1回、農業委員会のほうで必須となっている調査でございます。今年も暑い時期の調査になりますが、大変申しわけないんですけれども、こちら実施のサイクルを国のほうで決めておりまして、それに沿った形での調査となりますので、ちょっと暑い中申しわけないんですが、協力のほうをお願いしたいと思います。

では、実施要領について説明をさせていただきます。

まず、調査の趣旨でございます。長瀬町農業委員会は、農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効活用の促進を図っていくことが求められていることから、農地パトロールを実施し、遊休農地の実態把握や農地の違反転用の発生防止等について重点的に取り組むことを目的に、農地の利用状況調査を実施するものでございます。

続きまして、実施期間でございます。実施期間は、明日の8月26日土曜日から9月22日の金曜日までといたします。

続きまして、対象農地でございます。こちらの対象農地は、町内全ての農地でございます。農振農用地区域外を含むということになっておりますので、基本的には山の中の農地も対象となります。

続きまして、実施内容でございます。実施内容につきましては、次の事項を主体的に実施していただくものでございます。3つの事項がございます、まず1点目でございます。1点目は、遊休農地または遊休化のおそれがある農地の把握でございます。担当区域の農地利用最適化推進委員さんを中心に、推進員さんと農業委員さんの中で2人1組、もしくは3人1組で班を編成していただきまして、航空写真や図面等を利用して農地の状況変化や新たに発生した遊休農地等について現地調査を行っていただきます。遊休農地と判断した場合は、その利用状況を図面や活動記録カードに記録をしていただきたいと思います。

バッグの中に入れていただいているんですが、青色のバインダーに挟ませていただいております別紙1、ちょっと小さい字で申しわけないんですが、別紙1の荒廃農地の発生・解消状況に関する結果表、こちらに掲載されている土地につきましては、必ず現地調査を行っていただきまして、利用状況を活動記録カードに記録をしていただきたいと思います。

また、遊休化のおそれがある農地と判断された場合も、その土地について記録カードに記載をしていただきたいと思います。記録内容につきましては、この後説明をさせていただきます。

遊休農地、遊休化のおそれがある農地につきましては、実施要領の四角で囲ってある中に書かせていただいているんですが、こちらのピンクの用紙ですね。ここで遊休農地とは、過去1年以上にわたり農作物の作付をせず、かつ今後も作付する見込みのない農地のことを遊休農地と言っております。遊休化のおそれがある農地とは、ここにありますア、農地の所有者で耕作をしていた方が亡くなった、イ、農地の所有者で耕作をしていた方が遠隔地に転居した等の理由により耕作が難しくなるおそれのある農地のことを遊休化のおそれがある農地とさせていただきます。

では、農地利用状況調査活動記録カードと地図をごらんいただきたいと思うんですが、今度は緑色の地図が入っているもので、あと赤のファイルの中にこういう記録カードが入っているかと思うんですが、こちらの記録カードの記入方法になるんですけども、こちらはまず最初に担当地区を書きいただきまして、区分のところはこの調査の継続のものか、新規のものかをどちらかで丸で囲んでいただきたいと思います。継続というのは、こちらの必ず見ていただきたいとお話をさせていただいたこの表に載っているものが継続になります。新しく発見していただいた遊休農地等は新規というような扱いになります。こちらの区分のところでも書きたいと思います。継続の場合は、こちらの結果表の通し番号、一番左側になるんですけども、通し番号の番号を記入していただきたいと思います。

続いて、調査員氏名、担当者の名前を書きいただきたいと思います。続きまして、調査日時につきましては、調査した日を記入していただきたいと思います。農地の所在地等につきましては、その農地の地番、継続の場合につきましては結果表のほうに所有者名が書いてありますので、違っている場合につきましては所有者名等を新たにお書きいただきたいと思います。新規の場合は、所有者がわかりましたら記入をしていただきたいと考えております。

次に、利用状況の区分につきましては、該当する項目に丸をつけていただきたいと思いますが、区分内容といたしましては、解消、遊休農地、再生困難、転用の4項目がございます。解消の中にはさらに2つありまして、アの再開、ウの保全がございます。再開につきましては、遊休農地だった農地が農作物が植えられて営農しているものになったものを再開とさせていただきます。保全につきましては、農作物はつくっておりませんが、畑の状態を保っているような状況でございます。草が生えているような状況でも、機械等を利用すればすぐに耕作ができるような農地につきましては保全ということをお願いしたいと思います。こちらが、一緒に見させていただいている地図のほうの地図上に緑色の網かけと青色の網かけで載せさせていただいてあります。青色の網かけが営農再開で、緑色の網かけが保全というような形になります。

次に、区分の遊休農地につきましては、地図のほうでは緑色になっております。

次に、再生困難でございますが、こちらは山林と一体化してしまっているものでございます。こちら再生困難ということになりますと、非農地判定は農業委員会でその後行うこととなりますので、よろしく申し上げます。

次に、転用につきましては、Aの違反とCの許可があります。違反は許可を得ずに無断で農地以外の目的で使用している場合、許可は以前の調査では遊休農地と判断されましたが、その後転用し、許可されたものとなります。こちらの転用は、地図の色では赤色となっております。

次に、利用状況の区分で、遊休農地に丸をつけた場合は、その下のこの黒の白抜きの字で書いてありますが、利用状況の区分が遊休農地の場合は、以下の該当項目に丸で囲んでくださいということをお願いしておりますが、この項目についてもお答えいただきたいと思います。この内容は、時期、理由、状況、所有者の意向でございます。なお、所有者の意向に関しましては、できる限り聞き取り調査をしていただきまして、所有者に今後どのようにしていく予定なのか確認をお願いしたいと思います。なお、意向については、その6カ月後、そのとおりに実施していない場合は農地の課税が上がる可能性がありますので、もし迷う方がいらっしゃいましたら、1の農地中間管理機構を利用するに丸をつけてもらうように話していただきたいと思います。仮に公社が借り受けなくても、貸す意思があるということで、課税が上がることはございません。

続きまして、メモのところでございますが、利用状況区分で解消か転用に丸をつけた場合に、必ずその利用状況を書いていただきたいと思います。簡単で構いませんので、例えば解消の再開に丸をつけた場合、野菜が植えられているとか、ウの保全に丸をつけた場合には、草が多少生えているけれども、すぐに作付ができるような状態だというような見た状況をこのメモのところにお書きいただきたいと思います。

最後に、遊休化のおそれがある農地についてですが、こちらは今現在は結果表には載っておらず、しっかり営農している農地だとしても、所有者の方が最近亡くなってしまったとか引越してしまったとか、数年後にはこの調査で遊休農地の判定をする可能性があるものについて記入をしていただきたいと思います。判定で現在遊休農地としたものは、ここには記入は要りませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

遊休農地の場合は、聞き取り調査がかなり重要でございますので、できる限りお話を伺いいただき、所有者に今後どのようにしていくのかを確認をお願いしたいと思います。

この記録カードの記入方法は、以上で説明を終らせていただきます。

またピンクの実施要領に戻っていただきたいと思います。

続きまして、実施内容の事項の2点目、(2)でございますが、遊休農地所有者への意向確認でございます。先ほど説明しましたように、利用状況の区分が遊休農地と判定された農地の所有者に対して、今後どのようにしていくのか、所有者さんの考えを記録カードに記録をしていただきたいと思います。

実施内容の3点目でございます。3点目につきましては、農地の違反転用の早期発見でございます。農地パトロール中に明らかに許可を得ずに違反転用している農地を発見した場合につ

きましては、事務局のほうまでお知らせをいただきたいと思います。

続きまして、裏面をごらんいただきたいと思います。

実施体制につきまして説明をさせていただきます。

次の表のとおり、農地利用最適化推進委員及び農業委員が班を編成するとさせていただいておりますが、1 - 1 から 4 - 2 までの 8 班で編成をさせていただいております。班の中でも担当地区を決めさせていただいております。委員さんの名前の横に担当地区を入れさせていただいておりますので、調査時には担当地区の委員さんが中心になっていただきまして調査を実施していただきたいと思います。この班で調査期日であります 8 月 26 日から 9 月 22 日までの間に調査を行っていただきたいと思います。申しわけありませんが、班の中で日程等調整をしていただきまして実施していただきますようお願いしたいと思います。

続きまして、広報活動でございます。遊休農地や違反転用の発生防止の啓発効果を狙い、事前に農地利用状況調査を実施する旨を長瀬町のホームページと広報ながとろ、こちらを活用しまして広く住民に周知させていただいております。ホームページにつきましては 8 月 14 日から、広報につきましては 8 月号に農地利用状況調査について掲載させていただいております。

また、目に見える取り組みとするため、農地パトロールを行う際は、今日机の上に置かせていただいておりますが、マグネット板、農業委員腕章、農業委員キャップ、この 3 点セットをつけて活動をしていただきたいと思います。

あわせて、こういった遊休農地のチラシにつきましても各委員さんに 10 枚お配りしておりますので、農地の状況が余りにもひどい方にお会いした場合にはこちらを渡していただいて、読んでいただくようお願いしたいと思います。

続きまして、調査報告の方法でございます。担当地区の現地調査が終了しましたら、9 月 25 日までに事務局までご提出いただきたいと思います。提出期限は、農業委員会の予定日を設定させていただいておりますが、調査が終わりましたら、できましたら早目に提出をお願いしたいと思います。

実施要領の内容は以上になりますが、補足なんですけれども、大変申しわけないんですが、昨年まではこの調査に当たりまして国の補助金から報償金を皆さんに支給させていただいておりましたが、今年度から補助対象外となってしまっておりまして、ちょっと報酬を支給することができなくなってしまいました。なので、申しわけないんですけれども、皆様のご理解とご協力をお願いしたいと思います。なので、昨年度までですと、この期間の何日間かというようにお願いをしていたかと思うんですが、そういった何日という期間はないので、委員さんの



間で本当に時間の都合がつくときで結構ですので、ちょっと合間を見て調査のほうをお願いできればと思います。

あと、筆記具といたしまして、ボールペンとマーカーをバッグの中に入れてさせていただきましたので、ご利用いただきたいと思います。あと、お配りいたしましたバッグとファイル、青のバインダー等は、来年度以降も引き続き使いたいと考えておりますので、調査終了時に一緒にお返しいただければと思います。地図につきましても、個人情報となりますので、その一式返却のほうをお願いしたいと思います。

ゼンリンの住宅地図につきましては、こちら委員さんの活動用としてお配りさせていただきましたので、現地確認等にご利用いただきたいと考えておりますので、調査後も活動時に使っていただくように返却は不要でございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

はい。

齊藤喜久夫委員 質問なんですけれども、全然わからないんですけども、まず所有者の意向で、先ほど説明の中で、課税されないために農地中間管理事業を利用するよう勧めてくださいというお話あったんですけども、これは町としてそういう姿勢で取り組んでいいわけですね。なるべく税金かけないようにというふうな誘導をしるということでもいいわけですね。

事務局 はい。

齊藤喜久夫委員 前の調査の記録を見ると、全部保全と緑と書いてあるので、先ほどご説明の中でちょっと工夫すれば耕作可能みたいな位置づけで、税金はとりあえずかからないよというスタンスのばかりですよ。ばかりというか、ほかの地区はわからないけれども、岩田の場合こうなっているんですけども、要は推進員としてそういうスタンスでいいということですね。そこのところがよくわからなかった。

事務局 そうですね。はい。

齊藤喜久夫委員 そうすると、個人の方に聞いて、こちらから誘導して、こういう意向でよろしいですねという誘いというか、ヒアリングのときに話していいということですね。

事務局 そうですね。

齊藤喜久夫委員 こっちから言っただけでもいいわけですね。

事務局 明らかにこうしたいというのがあれば、その意向を尊重していただいていいと思うん

ですけれども……。

齊藤喜久夫委員 いや、実際は、ほら、見てのとおり、何年たっても農地じゃなくて、もう山林にどんどん近づいている土地ばかりじゃないですか、現実。

事務局 ええ。

齊藤喜久夫委員 だけれども、ヒアリングでこちらの推進員が今後耕作の意思がありますねという誘導をして税金対策で逃れている、悪い言葉で言えばそういう話ですよ、結果として。

事務局 まずは、所有者の方の意思というのはやっぱり尊重していただく必要があると思うんですけれども、ただどうしたらいいかわからないという人もいらっしゃると思うんですよ。そのままにしておく、そういった課税強化というのも出てきてしまいますので、そういった場合につきましては農地中間管理機構を利用するというようなところにつけていただければ課税の強化にはならない。それを言っていただくほうがいい。

齊藤喜久夫委員 それはわかったけれども、だから、要はスタンスとしてね、農業委員のスタンスとして、そちらに誘導しちゃっていいんですかと聞いているわけですよ。

事務局 そうですね。ちょっと正直、こちらのほうもそんなに遊休農地としてふやしたくないというのがありますので、まずは遊休農地かどうかの判断もあります。その利用方法につきましても、農地中間管理機構を利用できれば遊休農地の解消にもつながりますので、町のほうとしても一番、農地中間管理機構のほうを考えていただくのが解消策の第一歩になると思うので、そちらを誘導して……

齊藤喜久夫委員 私言ったのはそういうことじゃなくて、誰が見たって過去1年以上にわたり農作物をつくらなくて、今後も作付をする見込みのない農地を遊休農地だよと言っているわけです、ここで。だから、そういう土地いっぱいあるじゃないですか。

事務局 ありますね。

齊藤喜久夫委員 だから、そういう土地については税金をかけないために、本来なら税金がかかっちゃうんだけど、農地中間管理事業を利用すれば当面は大丈夫ですよ。当面というか、税金は課税されませんよと、農地として認められますよ。そういう誘導を我々がしちゃっていいということですよ。その確認だけです。

事務局 そうですね。

齊藤喜久夫委員 わかりました。

議長 ほかに何かありますか。

8番、村田さん。

8番村田 茂委員 8番、村田です。

土地の所有者がこの町村の外の区域に転出しちゃっている場合はどうしたらいいでしょうか。どこまで追跡調査やったらいいのか。

事務局 すいません。ちょっと私も初めてなので、去年調査した委員さんにお聞きしたいんですが……。

会長 私、ちょっとやります。電話を調べて、直接その日に話しました。その前に、留守なので、パンフレットを置きました。なお、何も話がないので、直接電話をしてね、話をして確認をとったところ、シルバーさんが去年か、2回ぐらい刈っています。学校の先生をしていて、家はから留守で寄居に住んでいます。調べてやりました。だから、ある程度その地区で調べていただいて、そういう追跡調査というのはしたことはありますので、ひとつ参考に。

(発言する者あり)

事務局 そうなった場合は、住所、番地さえ事務局のほうに言っていただければ、事務局のほうで。

議長 9番。

9番坂上良資委員 坂上です。

この前やったときは、私なんかは事務局のほうで、私なんかやるところは県外の方も多いですよ。そして、事務局へ話したら、県外とか町外に出た人は事務局のほうで追跡しますから、それはいいですと、追跡しなくていいと言われたので、追跡はしなかったです。私なんか去年は、去年というか前回……

(「3年か」と呼ぶ者あり)

9番坂上良資委員 3年か。だから、私なんかは電話もしていないし、事務局のほうにお願いしちゃったです。

会長 ちょっと記入を間違っただけで、直接町から書類が行ったので私は1件あったんだけど、すいませんと謝ったけれどもね。それで、ちょっと見違うこともあったんですよ。

9番坂上良資委員 県外なんかあるものだから、それも私なんかで県外まで追跡できないので、事務局のほうへみんなお願いしちゃったんですよ。それで、事務局のほうで私のほうでやりますからと言うので、私なんかは全然手出さずに……。

会長 じゃ、そういうふうになりますか。

(「うん。そのほうがいいよ」と呼ぶ者あり)

9番坂上良資委員 手はつけなかったです。

会長 じゃ、そういうことで。

事務局 追跡調査となると負担もかなり大きくなると思いますので、わかれば、もう地元地域の方がどこの土地だってわかればお住まいの方で聞ければ聞いていただいて、わからないものにつきましてはそのまま白紙で出していただいて、事務局のほうで対応させていただきますので、そのような形でお願いしたいと思います。

9番坂上良資委員 一応調査というか、見たのは見たんですけども、所有者が県外、町外へ出ている人はそのまま調査表を書いて、そのまま頼んじやったんですけども。

事務局 わかりました。ここまでが書いてあれば、事務局のほうで後日確認は可能だと思いますので、坂上委員さんがおっしゃったようなやり方でお願いできればと思います。

8番村田 茂委員 わかりました。

議長 ほかにありますか。

3番、福島さん。

3番福島美知子委員 3番、福島です。

この遊休農地、緑の土地なんですけれども、もう3年間一度やって、もうその家は駐車場に変換を出しているんですよ。それで、結構高く盛り土して、もう木がいっぱい生えちゃって、どうして駐車場にしないかという、入り口を売ってもらえなくて駐車場にできなかったそうなんです。だから、もう駐車場としての税金を払っているから、行くたびに怒られちゃうんですよ。何か町会議員も来たとか何とかと言って、もう俺んちはちゃんと雑種地でしたっけ、駐車場は。駐車場の……

事務局長 雑種地です。

3番福島美知子委員 雑種地でしょう。その税金払っているからもう来ないでくれみたいなことを言われたんですけども、またこれ緑なんです、同じ土地が。この地目あれするためには、その地権者が書類とか出さなくちゃだめでしょう。

事務局 それは、登記をしなくちゃ登記簿上は出てきちゃいます、そういう農地は。だから、転用許可が出た、こっちで出した時点でそれをつけて法務局のほうに地目変更登記をかけない限り、ずっと畑は畑、田んぼは田んぼで残っちゃいます。現状は、もう許可出ているのに、駐車場になっているんですけども、実際正式には法務局に地目変更登記をかけない限りは。ただ、課税は普通に現況課税ということです。

3番福島美知子委員 じゃ、その地権者にそういうふうにしたほうがいいですよと言ったほうがいい。

事務局 もしちょっとそういった懸案がある土地があるのであれば、ちょっと事前に事務局に相談いただいてもよろしいですかね。

3番福島美知子委員 事務局にはそういうふうに報告はしたんですよ、前回は。

事務局 ちょっと引き継ぎがうまくいなくて申しわけないんですけども、それどういうふうに調査するかというのちょっと考えさせてもらいますので。

3番福島美知子委員 はい、わかりました。

事務局長 転用は済んじゃっている案件について、もう畑でも田でもないの、農業委員会がここでまた言っちゃうのもちょっとおかしいというふうになるかもしれないので、事務局のほうでそれは。

3番福島美知子委員 じゃ、わかりました。よろしくお願いします。すいません。

事務局 ほかに何かありますか。

(発言する者なし)

議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

事務局案のとおり調査したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議のない方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手いただきましたので、これをもって事務局案のとおり調査をいたします。調査員としてご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上で議案の審議は終了いたしました。

その他

議長 次に、その他でございますが、9月の委員会日程でございますが、9月の委員会は25日月曜日午後1時30分にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 では、9月25日月曜日午後1時30分から行います。

事務局からほかに何かございますか。

事務局 利用状況調査につきましては、委員さんがかわられて初めての調査になりますので、

半分ずつは初めての方になるかと思しますので、ちょっと帰り、この場でなくて結構ですので、疑問等がありましたら村田までご質問いただければ、ちょっと私も初めてなものですぐに回答できないかもしれないんですが、対応させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

その他でございますが、7月の農地転用許可の状況でございます。農地法5条の2件がございましたが、こちらにつきましては8月16日付で許可となっておりますので、報告をさせていただきます。

先ほども説明をさせていただきましたが、ゼンリンの住宅地図につきましては、委員さんの活動用としてお配りさせていただいておりますので、この後もお持ちいただいて、現地確認ですとかパトロールの際にご利用いただきたいと思いますと考えております。

あと、31日の木曜日になります。平成29年度農業委員農地利用最適化推進委員研修会につきましては、バスのほうを借り上げてまして会場に向かう予定でおります。出発時間なんですけど、お昼の12時に長瀬町役場を出発したいと考えております。大変になりますので、役場から寄居側の皆さんにおかれましては、国道沿いであれば途中でバスに乗りいただくことも可能かと思ひますので、会議終了後に役場以外での乗車を希望される方につきましては村田までお申し出いただきたいと思ひます。お昼に関しましては、申しわけございませんが、早目にお昼をとっていただき、お集まりいただきたいと思ひます。

あと、もう一点でございますが、毎年10月の末から11月の頭にかけて農業委員会で先進地の視察研修会を行っております。視察先等、希望等がございましたら、来月の農業委員会で研修旅行案についてお示しさせていただきますと考えておりますので、来月9月10日付近ぐらいまでいい場所がありましたら事務局までお話しいただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長 以上で本日予定した審議は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

閉 会

事務局 これをもちまして農業委員会を閉会させていただきます。大変ありがとうございました。

(午後2時12分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成29年8月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 福 島 美知子

署名委員 中 川 知 久